

## ① 管理者

項目	考え方	
定数	1名	構成市の長の互選、または充て職により選任することが一般的である
選任方法		
身分	特別職	
任期	当該構成団体の長の任期	
報酬		
その他	管理者の他に副管理者を置く場合がある	

## ② 補助機関

項目	考え方
組織・定数	大阪市の現行組織を基に構築する（参考）

## ③ 会計管理者

項目	考え方	
定数	1名	<b>法に基づく</b> 地方自治法第168条から第171条に規定 ・一部事務組合が専任で置く場合 ・構成団体の会計管理者が併任する 場合がある
選任		
身分	一般職員	

④ 監査委員

項目	考え方	
定数	2名	<b>法に基づく</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第 195 条から 202 条に規定</li> <li>・定数は条例で定めることにより増員することができるが、一般的に 2 名である</li> </ul>
選任方法	管理者が議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有するもの及び議員から選任	
身分	特別職	
任期	4 年(議員から選出されるものは議員の任期)	
報酬		
事務局	総務課が担当	

⑤ 公平委員会

項目	考え方	
委員定数	3名	<b>法に基づく</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法第 7 条から第 12 条に規定</li> <li>・構成市の人事委員会に事務委託することも可能</li> </ul>
選任方法	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て管理者が選任する	
身分	特別職	
任期	4 年(議員から選出されるものは議員の任期)	
報酬		
事務局	総務課が担当	

⑥ その他附属機関

項目	考え方	
種類	情報公開審査会、個人情報保護審議会等	法に基づき設置が必要な最低限の委員会等を設置する
定数		
身分	特別職	
任期		
報酬		

## 給与・勤務条件等

項目	考え方	
給与水準	大阪市制度を基本とする	・職員の多くが大阪市からの派遣及び移管職員であることから、大阪市の制度を基本とし、各構成団体の勤務条件を勘案して協議により決定する。
休暇制度等		
勤務時間		
健康診断		
公務災害		
共済組合		・共済組合については、共済組合法により構成団体職員が属する共済組合のいずれかに加入することになっている。
互助会		